

第 1 回検討委員会での主な意見

- 全国において林業公社が設立された 1960 年代当時、森林の公益的機能については、公社に期待された役割としてはほとんど言及されてこなかった。これについて、60 年代と前提が変わってきたのであれば、事業のあり方を見直さなければならぬのではないかと。
- 林業公社を解散した岩手県、大分県では、「債務返済をするが故に、主伐を強行することは、地域全体の福祉に適うものではない」と言われていた。こうした検討委員会を通して、公社の現状や山づくりの役割を県民へ発信していくことが大事である。
- 土地所有者自らの手では管理できない森林の整備を、林業公社が積極的に取り組んでくれた。また、これに伴って、地域振興や雇用にも大きく寄与してきた。
- 債務があるがために、林業公社が森林を維持管理できないことになれば、山が荒れて、災害発生などの問題が起きてくる。
- 今後の収支シミュレーションを早急に示してほしい。
- 今後の収支シミュレーションを行うにあたって重要なことは、①木材価格の設定、②皆伐・新植や混交林化、複層林化などの施業方法、③管理費の見込みであり、様々なケースについて分析して欲しい。
- 最新の公益法人会計基準の適用に伴う森林資産の時価評価について、減損会計で（評価額が簿価の）50%以下になって減損されてしまうと債務超過となり、公益認定が受けられない危険性がある。
- 今後の事業運営については、いかに収支を改善していくかであり、人件費や組織の見直しも含めて検討すべきである。
- 固定費の削減や新たな収入の確保など、今ある債務が増えない対応策を考える必要がある。
- 借入金について、利子が利子を生むことから、利子の助成など、何としてもこれを抑えるべきである。
- 国への支援要請については、一朝一夕に抜本的な措置がとられることは難しく、段階的に少しずつ行うべきである。また、併せて自助努力も進めるべきである。

- 土地所有者の分収割合に応じた持ち分について、理解のある土地所有者に対しては、当該持ち分を低い価格で買い取ることができないかについての検討もできないか。
- 県は、債権者の立場として、無利子貸付など既に相当な負担をしており、土地所有者にも分収割合の変更においてそれなりの負担を求めることは、法律上許されない話ではない。
- 土地所有者の中には、公社造林地を現状のまま返してもらえれば、自ら手入れをしたいという人もいる。現在、公社が管理している森林のうち、ある程度を土地所有者に返還して手入れしてもらうことも、森林整備の一つの方法ではないか。
- 県内人工林の13%を占める公社林が、公益的機能を発揮する面で、どのような役割を果たし、どう影響しているのか、抽象的ではなく、具体的に考えていく必要がある。
- 林業公社の設立の目的がどう変わってきたのか、新たな目的が発生しているのであればどういったものか、整理すべき負の部分でどういったものがあるのか、事業全体で議論する必要がある。